

○確認事務受託対象法人の登録の更新

(第 51 条の 8 第 6 項)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日

令和 4 年 10 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

審査基準

令和 5 年 4 月 1 日

|          |  |
|----------|--|
| 法令名      | 道路交通法  |
| 根拠条項     | 第 51 条の 8 第 6 項  |
| 処分の概要    | 確認事務受託対象法人の登録の更新   |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会   |
| 法令の定め    | 道路交通法第 51 条の 8 第 2 項(登録の申請)<br>道路交通法第 51 条の 8 第 3 項、第 4 項(登録の要件)<br>確認事務の委託の手続等に関する規則第 2 条(登録の申請)<br>確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条、第 4 条(登録の要件) |
| 審査基準     | 別紙のとおり   |
| 標準処理期間   | 50 日   |
| 申請先      | 交通部交通指導課駐車対策係  |
| 問い合わせ先   | 交通部交通指導課駐車対策係  |

別紙

[別紙参照]